

## 消費者法における集团的・集合的利益の実現と個別利益の実現との関係

2019/2/14 山本隆司

## I 問題設定

団体訴訟指令案（「消費者の集团的利益を保護するための団体訴訟について定め、EC 指令 2009 年 22 号を廃止するためのヨーロッパ議会・理事会指令」案——COM (2018) 184 final.）

<sup>1</sup> 現代化指令案（「1993 年 4 月 5 日の理事会指令 93/13/EWG（消費者契約における不当条項に関する指令）、ヨーロッパ議会・理事会指令 98/6/EG（供給製品の価格を表示する際の消費者保護に関する指令）、ヨーロッパ議会・理事会指令 2005/29/EG（域内市場における消費者に対する事業者の不公正取引慣行に関する指令）、およびヨーロッパ議会・理事会指令 2011/83/EU（消費者権利指令）を改正し、EU の消費者保護規定のより良い実現および現代化を行うためのヨーロッパ議会・理事会指令」案——COM (2018) 185 final.）

## II 民事法の規範・制度と行政法の規範・制度との関係

- 1 私人の自己決定権と行政組織の民主的正統性に対応する民事法と行政法
- 2 民事法関係に係る利益表出の行政機関による援助
  - (1) 行政機関の直接的関与
    - (a) 行政機関による ADR 手続とヴァリエーション
    - (b) 父権訴訟
  - (2) 行政処分による集团的・集合的利益の表出と民事法との接続
    - (a) 民事法上の権利利益に共通の要件の括り出し
    - (b) 民事法上の個別利益の保護規範としての行政法規
    - (c) 景表法・特商法の例
  - (3) (補論)民事法規と行政法規の規律密度

### 3 公私協働

- (1) 公私の役割分担
- (2) 団体による集団的・集合的利益の表出
  - (a) 団体による集団的・集合的利益の表出の法的性質
  - (b) 体制整備義務・権限・資源の不均衡
    - ① 団体の権限
      - ―― 団体の認定制度の区別
      - ―― 消費者裁判手続特例法 3 条 4 項
      - ―― 違反行為が中止された場合の行政処分と差止請求
      - ―― 行政処分の対象と差止請求の対象
    - ② 団体の資源――情報
    - ③ 団体の資源――資金
  - (c) 行政機関との協働・連携
- (3) 自主規制

### III 違法収益の剥奪・非刑事的制裁金・民事上の請求権の関係

- 1 比較法による違法収益の剥奪・制裁金・民事上の請求権の関係づけ
  - (1) 違法収益の剥奪と制裁金の制度
  - (2) 違法収益の剥奪と制裁金の性質および関係
  - (3) 民事上の請求権との関係
  - (4) 剥奪された違法収益の移転先
- 2 日本における課徴金
  - (1) 経済的抑止としての制裁
  - (2) 返金制度の性質と展望